特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和7年10月8日

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する事務
	中国残留邦人等及び特定配偶者の生活の安定を目的として、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律、生活保護法及び 生活保護法施行規則に基づき、その世帯の必要に応じて生活支援、住宅支援、医療支援、介護支援 などを行うものである。
	藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。
②事務の概要	(1) 支援給付の申請の受理 (2) 支援給付の申請に対する応答 (3) 支援給付の決定又は実施、支援給付に要する費用の返還又は徴収に係る事実の審査 (4) 配偶者支援金の決定又は実施、配偶者支援金に要する費用の返還又は徴収に係る事実の審査 (5) 配偶者支援金の申請の受理 (6) 配偶者支援金の申請に対する応答
③システムの名称	保健福祉総合システム(福祉共通管理システム、生活保護サブシステム) 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
支援給付受給者情報ファイル 支援給付支給台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表 95の項
4 情報提供ネットワークジ	ンステムによる情報連携

A ME 40 18 /H ->L	D 62.75	- 丿 ノー レフ 棹	北口 "市 林佑

①実施の有無	[実施する	5]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	利用特定個人情 (表における情報	る特定の個人を讀報の提供に関す。 報の提供に関す。 提供の根拠))、28、40、42、	戦別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく る命令第2条の表 69、75、96、125、132、144、155、158の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部 生活援護課
②所属長の役職名	生活援護課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 生活援護課 0466-50-3572 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
	いつ時点の計数か	令和74	年8月26日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和74	年8月26日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価書	1		<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価	書及び		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネッ	トワークシステム	を通じた入手を	除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[+	分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+	分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委	託			[0]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報	是供ネットワークシ	ステムを通じた提	供を除く。)	[]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ² 2) 十分である 3) 課題が残され			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接	続	[]接	続しない(入手)	I .]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			

7. 牦	7. 特定個人情報の保管・消去							
	固人情報の漏えい・滅 損リスクへの対策は十	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない							
	的ミスが発生するリスク 対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
	判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会において、4情報が完全一致している場合のみ、マイナンバーを取得しているため。 申請書にマイナンバーが記入されていた場合は、即時鍵付きのキャビネットに格納し、紛失防止に努めており、加えて各申請書に付番し、抜けがなく附番通りに保管されているか、逐次確認しているため。						

9. 監査				
実施の有無	[O] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施	直する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3)権限のない者によって4)委託先における不正な5)不正な提供・移転が行6)情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 「不正に使用されるリス な使用等のリスクへの対策 「われるリスクへの対策 システムを通じて目的が システムを通じて不正が	限との紐付けが行われるリスクへの対象 クへの対策 対策 〔(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	めており、加えて各申請書に作	付番し、抜けがなく附番 廃棄するもののみをデ	時鍵付きのキャビネットに格納し、紛失・通りに保管されているか、逐次確認しータ突合により適切に抜き出し、書庫で	ているた

変更箇所

変更箇				ter at a state	In the last time and the second
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長	片山 睦彦	平井 護	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長	平井 護	矢田 洋一	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ①部署	福祉部 福祉総務課	福祉健康部 生活援護課	事後	
平成29年4月1日	ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 福祉総務課 0466-25-1111(内)3112	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉健康部 生活援護課 0466-25-1111(内)3112	事後	
平成29年4月1日	家人数は何人か いつ時点 の計数か	平成26年10月15日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱 者数 特定個人情報ファイル 取扱者数は500人以上か い つ時点の計数か	平成26年10月15日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署 ②所 属長の役職名	生活援護長 矢田 洋一	生活援護課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年2月28日	Ⅳ リスク対策	-	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	0466-25-1111(内)2661	0466-50-3567	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問い合わせ	0466-25-1111(内)3264	0466-50-3572	事後	
令和2年3月13日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	令和2年1月31日時点	事後	評価実施後5年を経過する前 の再実施
令和2年3月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	令和2年1月31日時点	事後	評価実施後5年を経過する前 の再実施
令和3年3月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、24、70、108、116の項 (別表第二における情報照会の根拠)	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、18、20、21、24、26、4 2、53、70、87、94、108、116、120の項	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報5. 評価実施機 関における担当部署 ①部署	福祉健康部 生活援護課	福祉部 生活援護課	事後	
令和3年6月9日		〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉健康部 生活援護課 0466-50-3572	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 生活援護課 0466-50-3572	事後	
令和3年12月17日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、18、20、21、24、26、4 2、53、70、87、94、108、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 87の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、18、20、21、24、26、4 2、53、70、87、94、108、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 87の項	事後	番号法第19条の改正に伴う変更
令和4年12月16日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月31日時点	令和4年11月30日時点	事後	
令和4年12月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月31日時点	令和4年11月30日時点	事後	
令和5年12月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、18、20、21、24、26、4 2、53、70、87、94、108、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 87の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、18、20、24、26、42、5 3、70、87、94、108、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 87の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月26日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、18、20、24、26、42、5 3、70、87、94、108、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 87の項	番号法第19条第8号及び別表	事後	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 63の項	番号法第9条第1項及び別表 95の項	事後	法令の題名等の形式的な変 更のため、重要な変更に該当 しない
令和6年12月11日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第十九条第八 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する 命令第2条の表 (表における情報提供の根拠) 13、14、18、20、28、40、42、69、75、9 6、125、132、144、155、158の項 (表における情報照会の根拠) 125の項	事後	法令の題名等の形式的な変更のため、重要な変更に該当しない
	Ⅱ しきい値 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年11月30日時点	令和7年8月26日時点	事後	
	Ⅱ しきい値 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年11月30日時点	令和7年8月26日時点	事後	